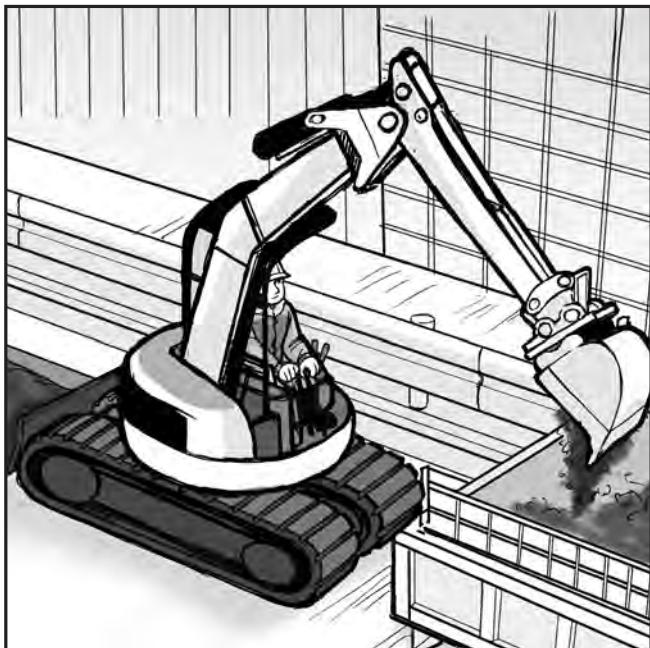


## バックホウとの接触事故

---



現場は水道管を新しく  
布設する工事で  
四車線道路の端の  
一車線を交通規制して  
掘削していた時であった



オペレーターB(操縦者)は  
バックホウで掘削した土を  
前方のトラックに積込む  
作業をしていた

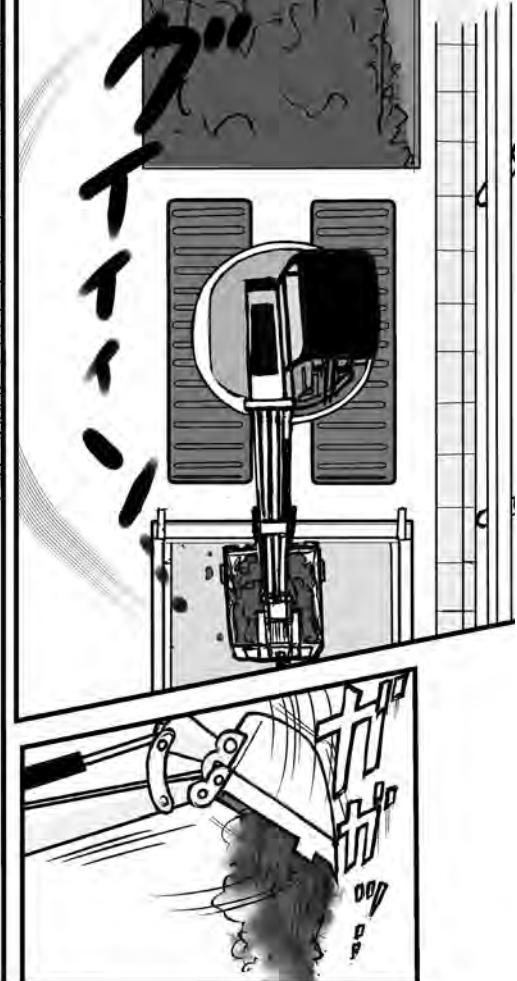
オペレーターB

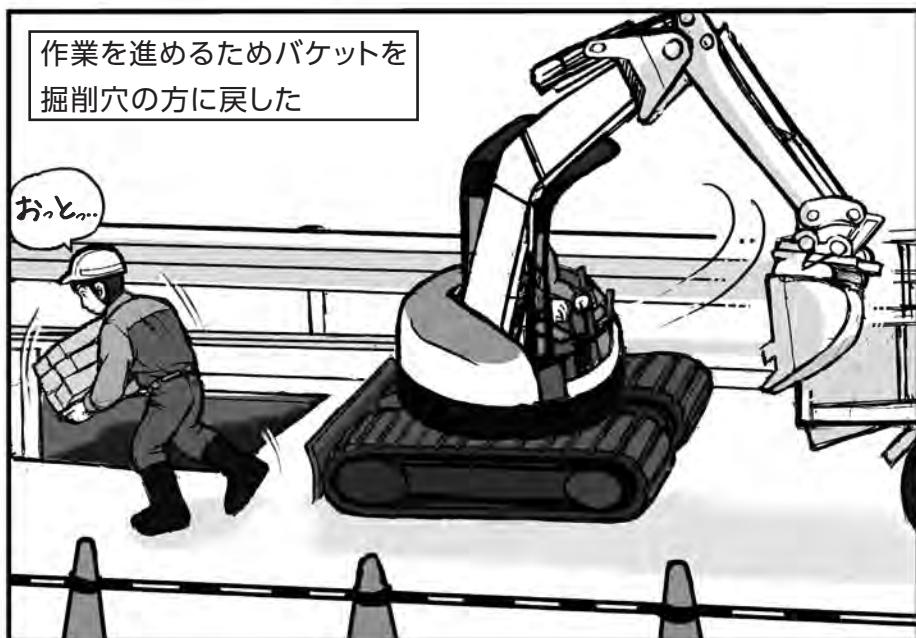
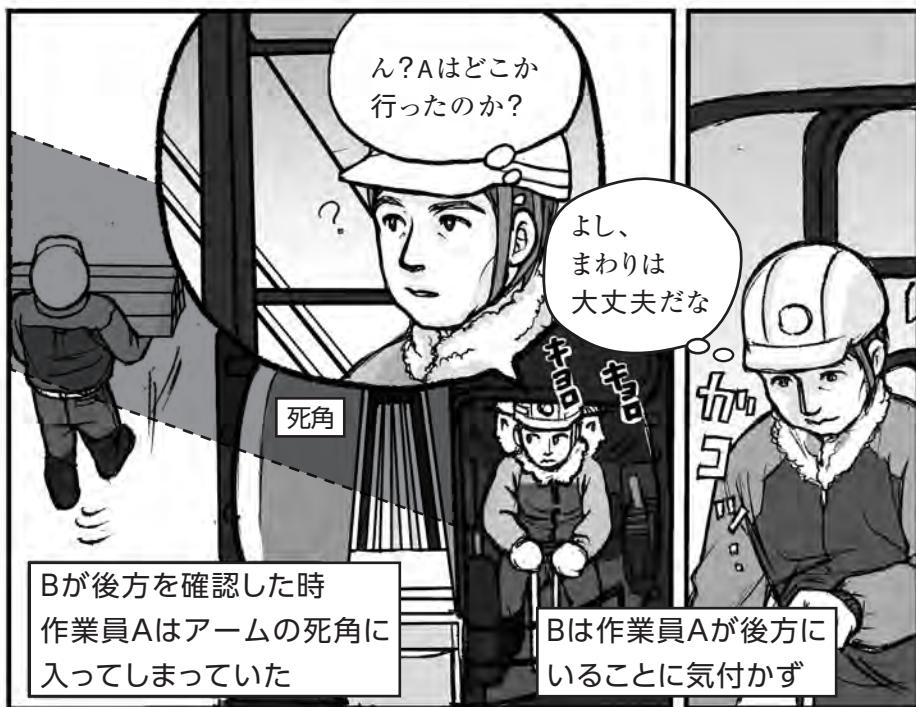
作業員Aは  
次の工程で使う  
資材を運ぼうと  
していた

作業員A

大分掘削  
進んだな  
そろそろこれも  
向こうに運んで  
おくか

ガ  
ラ  
ザ  
ラ





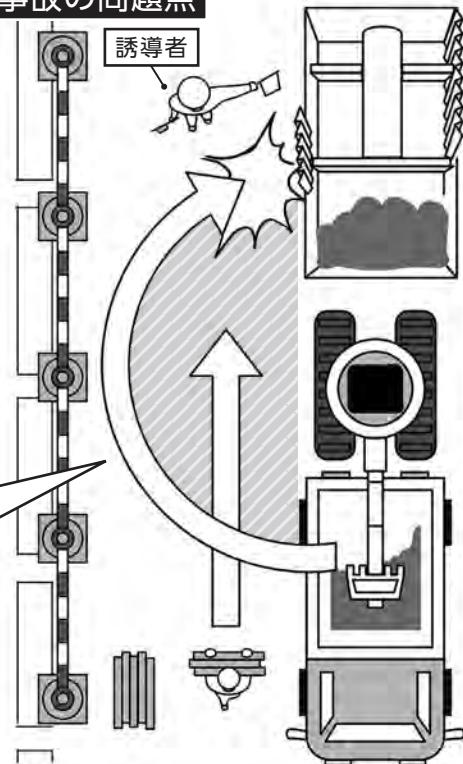




なぜこのような事故が起こってしまったのか…

この事故の問題点

バックホウの旋回範囲を立入禁止にしていなかった



作業員AはバックホウのオペレーターBへ旋回範囲に入ることを合図していなかった



いそげ いそげ



## この事故の問題点

バックホウ稼働中に誘導者を配置していなかった

通ってイイですか？

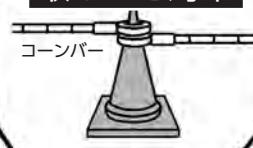
まだダメだ！

自己判断をしていた

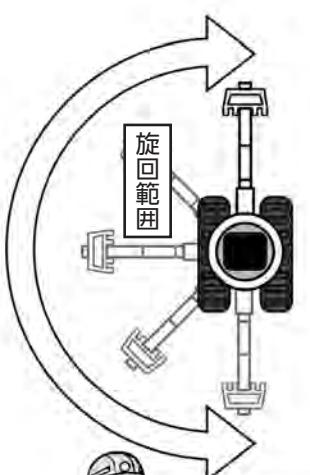
よし！  
行けそう♪

※バックホウの旋回範囲は立入禁止にする

### 取るべき対策



カラーコーンやコーンバーでバックホウの旋回範囲が分かるように表示する



歩行可能スペース

範囲を囲む  
ように区切る

バケットに積込む量も  
必ず確認をしないと  
崩れて事故が起きる



オーイ!!

誘導者とバックホウの  
オペレーターは合図を  
決めておき順守する!

人が入るぞー!

誘導者

バックホウの旋回範囲に  
立ち入る場合は必ず  
オペレーターに伝えてから入る!

止めたぞ  
通していいぞ

オー!  
OK!

了解!

どうぞ!

立入禁止

これらのルールを守り対策を  
していれば避けられたはずの  
事故であった

我々はこれらの教訓を  
踏まえ、安全第一に  
作業を進めなければ  
ならない

- 重機稼働時は  
誘導者(合図者)を配置して  
ください。  
(安衛則第158条)



- 誘導者(合図者)は専任として  
ください。  
(作業兼務させてはいけません)  
(安衛則第158条)



- 重機稼働範囲は  
立入禁止としてください。  
(安衛則第158条)



- やむなく重機稼働範囲に  
入る場合は合図等を決めて  
ください。(安衛則第158条)



- 重機は有資格者が運転してください。  
(安衛法施行令 第20条第1項12号)

- 作業計画どおりの作業を行ってください。  
(安衛則第155条)

- 誤作動防止のため、運転席を離れる時はバケットを地上に下ろし、  
エンジンを止めて、キーを抜いてください。  
(安衛則第160条)

安衛法…労働安全衛生法  
安衛則…労働安全衛生規則